

2014年10月22日

大仙市議会議長 橋村 誠 様

秋田県労働組合総連合

議長 星野 博之

〒010-0001 秋田市中通7丁目2-21 暮らしと労働会館2階

電話 018-834-1808 FAX018-834-1816

介護従事者の処遇改善を求める陳情

【陳情趣旨】

2014年6月に成立した「地域医療・介護の総合確保促進法」は、介護分野について「持続可能な介護制度」の名の下に、「給付抑制」と「負担増」を一層すすめるもので、利用者・家族の介護保険サービス利用を抑制するだけでなく、介護従事者の処遇や雇用にも深刻な影響を及ぼすことになりかねません。

介護労働者の賃金は、全産業労働者の平均と比べて月額9万円も低く、働き続けることが困難な実態にあります。多くの介護事業者からも「このままでは十分な賃金を支払えない」「必要な職員を確保できない」などの声が強く出されています。

2025年には現在よりも約100万人多い237万人～249万人の介護従事者が必要とされており、介護従事者の処遇改善と人材確保は喫緊の課題となっています。第186国会で「介護・障害福祉従事者の人材確保のための介護・障害福祉従事者の処遇改善に関する法律」が全会一致で可決・成立しました。しかし、法律には具体的な処遇改善の額などは明記されていません。政府内では技能実習生制度を介護分野に拡大することが検討されていますが、人材確保の根本的な問題である介護従事者の抜本的な処遇改善が、安易な外国人労働者の「活用」によって棚上げされかねません。

利用者・家族が質の高い介護を受けられるようにするためにも、介護従事者が生き生きと働き続けられる労働環境を確立することが必要となります。介護従事者を確保するためにも抜本的な処遇改善が求められます。

貴議会におかれましては、以上の趣旨をご理解いただき、下記事項につき国に対して意見書を提出して下さるようお願い申し上げます。

【陳情事項】

1. 介護職員の賃金水準を、専門職にふさわしい水準になるように大幅に引き上げ、抜本的な改善を図ること。

そのために処遇改善に係る費用については全額国庫負担とすること。

2. 処遇改善の対象を介護職場で働くすべての従事者に拡大すること

以上

